

2008年11月21日

島根大学総務担当理事  
松本 次好 殿

島根大学職員組合  
中央執行委員長 佐々有生



永年にわたり島根大学に貢献してきた日々雇用職員にも  
正規登用試験受験の機会を与えてください(要求書)

12月14日に初の事務職員登用試験が実施されます。これは、「島根大学で雇用する有期雇用職員のうちから有為な人材を常勤の事務職員へ登用し、その有する能力をより一層有効に発揮していただくことを目的」として実施されるものです(『同試験案内』)。この試験には、来年3月末での在職期間が「引き続き3年以上となる」有期雇用職員に受験資格があるとされています。

しかし、島根大学に永年貢献してきたフルタイム職員(旧日々雇用職員)にとっては大変門戸が狭い制度となっています。

法人化以前の公務員制度においては、日々雇用職員は3年を超えて継続した雇用は認められない一方で、大学は、これらの人の能力を利用するべく、一定期間の中断を挟んで断続的に契約を繰り返してきました。

また、2008年4月の有期雇用職員の制度の見直しにともない、フルタイム職員は2008年4月の雇用を最後に、新たな任用はされず、それぞれの3年以下の任用期間が終了すれば、更新されることはありません。

今回の試験は、試験の実施年度の年度末が「在職期間が引き続き3年以上」の基準日とされていることから、年度途中で採用されたフルタイム職員には絶対に受験機会が与えられないという欠陥のある制度です。

本人の都合ではなく大学の都合による中断期間をばさんだ断続的にかつ永年にわたる雇用期間の間、それでも懸命に島根大学に貢献してきているフルタイム職員に、年度末において在職期間が引き続き3年以上とはならない、という理由だけで受験機会さえ与えられないのは、極端に不公平です。

今回の事務職員登用試験の実施にあたり、これらのフルタイム職員を救済するために下記の要求をします。

記

現在フルタイム職員であり、かつてより、島根大学で非常勤職員等として通算5年以上在職している者については、今回行われる正規職員登用試験と同等の試験の受験機会を与えること。

以上